

広報こまき「市民のコーナー」掲載基準

平成20年7月8日
20小企第298号

- 第1 この基準は市民同士の交流、情報掲載コーナーとして平成8年度から毎月1日号に掲載している「市民のコーナー」の掲載基準を定める。
- 第2 掲載対象は行政広報の公共性、公益性に鑑み、市民が交流できる活動及びイベントとする。また、次のものは掲載しないものとする。
- (1) 個人又は団体の事業の営利につながる活動の宣伝を目的としたもの
 - (2) 宗教的教育宣伝活動を目的としたもの
 - (3) 政治的活動を目的としたもの
 - (4) 個人宣伝を目的としたもの（個展などを含む）
 - (5) 男女の交際に関するもの
 - (6) 教育上不適切なもの、その他公序良俗に反するもの
 - (7) 掲載意図及び内容が不明確なもの、その他掲載が不相当と認められるもの
- 第3 掲載内容に関する確認事項は、次によるものとする。
- (1) 掲載団体は、原則市内で活動する団体で、その会員は主に市内在住者で構成されていること。
 - (2) 連絡先は原則市内在住の個人であること。
 - (3) 月額2,000円以上の料金が発生する場合、その内訳を明らかにすること。
 - (4) 開催場所は、原則市内であること。ただし、活動場所（自然条件など）や施設が市内にない場合は、広報広聴課広報広聴係及びこまき市民活動ネットワークと協議の上、決定する。
- 第4 掲載の手続き等に関しては、次によるものとする。
- (1) 同一団体の掲載は、3か月以上の間隔を必要とする。
 - (2) 掲載の手続きは、こまき市民活動ネットワークで行うこと。
 - (3) 掲載の可否、掲載方法、掲載する号の最終決定は広報広聴課広報広聴係で行う。
 - (4) 掲載の受付は、掲載を希望する号の属する月の2月前の初日から末日とする。ただし、窓口での受付は、初日がこまき市民活動ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の休業日となる場合には翌営

業日からとし、末日がネットワークの休業日となる場合には前営業日までとする。

附 則

この基準は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。